

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第三十号

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和五年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第三条（略） 2（略） 一六（略） 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 八十三（略）	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第三条（略） 2（略） 一六（略） 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 八十三（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。